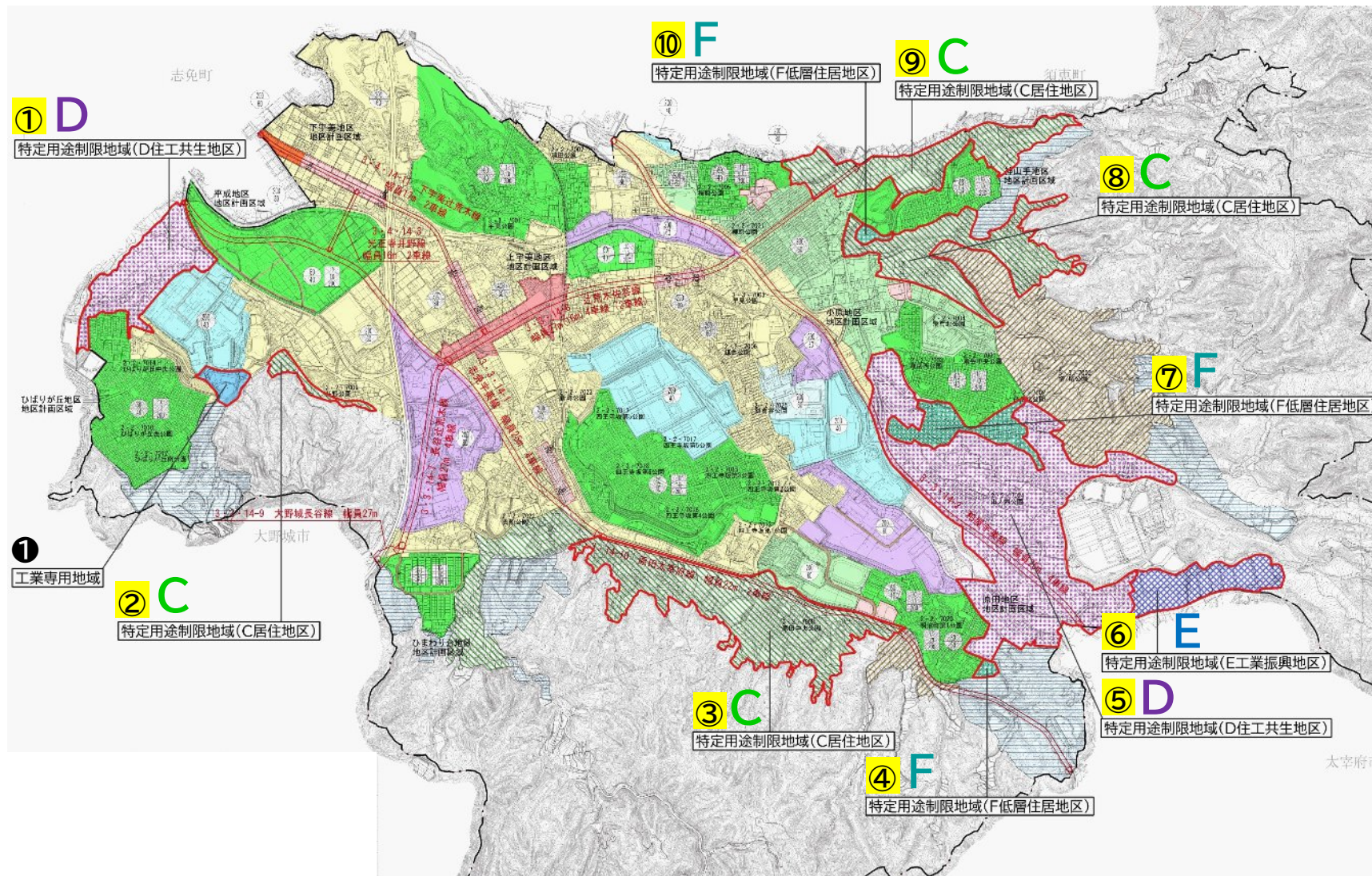
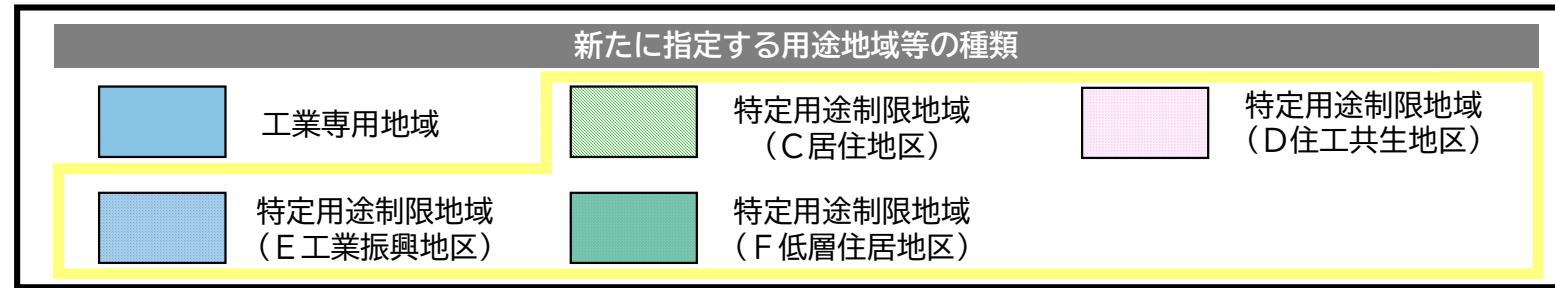


特定用途制限地域の指定区域と制限概要

用途地域・特定用途制限地域の指定区域



用途地域・特定用途制限地域における制限概要

		工業専用地域	C居住地区	D住工共生地区	E工業振興地区	F低層住居地区	備考	
<凡例> ○:建てられる用途 ×:建てられない用途 ▲:面積、階数等の制限あり								
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		×	○	○	×	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		×	○	○	×	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	▲	○	○	▲	×	▲物品販売店舗、飲食店を除く	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	▲	○	○	▲	×		
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	▲	○	○	▲	×		
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	▲	○	○	▲	×		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	▲	×	×	×	×		
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×			
事務所等		○	▲	▲	▲	▼	▲3,000㎡以下 ▼150㎡以下	
ホテル、旅館		×	▲	▲	×	×	▲3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	×	▲	×	×	×	▲3,000㎡以下	
	カラオケボックス等	▲	×	×	×	×	▲10,000㎡以下	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×		
キャバレー、個室付浴場等		×	×	×	×	×		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	×	○	○	×	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	▲	×	×	▲30,000㎡以下	
	図書館等	×	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○		
	病院	×	○	▲	×	×	▲10,000㎡以下	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	▲	○	○	▲保育所は1,600㎡以下	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	×	○	▲	×	○	▲10,000㎡以下	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	▲	×	▼	▼600㎡以下 ▲10,000㎡以下	
	自動車教習所	○	▲	○	×	×	▲3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	○	▲	○	○	▼	▲300㎡以下 2階以下 ▼150㎡以下	
	建築物附属自動車車庫	○	▲	○	○	▼	※一団地の敷地内について別に制限あり ▼600㎡以下、1階以下 ▲2階以下	
	倉庫業を営む倉庫	○	×	○	○	×		
	自家用倉庫	○	▲	○	○	×	▲3,000㎡以下	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	○	▲	○	○	×	▲3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	×	原動機の制限あり	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	▲	○	○	×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	×	○	○	×	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ▲50㎡以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	×	○	○	×		
	危険性が大きいおそれ著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	×	×	○	×		
	自動車修理工場	○	▲	○	○	×	原動機の制限あり 作業場の床面積 ▲50㎡以下	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	▲	○	○	×	▲3,000㎡以下
		量が少ない施設	○	×	○	○	×	
量がやや多い施設		○	×	○	○	×		
量が多い施設		○	×	×	○	×		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等							※都市計画区域内においては、原則、都市計画決定が必要	